

学習指導要領（平成20年3月改訂）本文とそのポイント（中学校）

※本文の下線、太字及びポイント理解は適宜書き加えたものです。参考としてご覧ください。

中 学 校 学 習 指 導 要 領	ポイント理解
<p style="text-align: center;">第1章 総 則（抜粋）</p> <p>● 第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>2 学校における<u>道德教育は、^{かなめ}道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの</u>であり、<u>道德の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</u></p> <p><u>道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての<u>道德性を養うことを目標とする。</u></u></p> <p><u>道德教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道德的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、<u>家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。</u>その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。</u></p>	<p>⇒道德教育と道德の時間の関係</p> <p>⇒道德教育の目標①（前半部分）</p> <p>⇒道德教育推進上の配慮事項</p>
<p style="text-align: center;">第2章 各教科 第1節 国 語（抜粋）</p> <p>● 第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(6) <u>第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す<u>道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。</u></u></p>	<p>⇒各教科等のすべてで共通に示す事項</p>
<p style="text-align: center;">第3章 道 徳</p> <p>● 第1 目 標</p> <p><u>道德教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、<u>道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性を養うこととする。</u></u></p> <p><u>道德の時間においては、以上の道德教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、<u>計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、<u>道德的実践力を育成するものとする。</u></u></u></p>	<p>⇒道德教育の目標②（後半部分）</p> <p>⇒道德の時間の目標</p>

● 第2 内容 かなめ

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

- 1 主として自分自身に関すること。
 - (1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
 - (2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
 - (3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
 - (4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
 - (5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
 - (1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
 - (2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
 - (3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。
 - (4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。
 - (5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。
 - (6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。
 - (1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
 - (2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。
 - (3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
 - (1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
 - (2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
 - (3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
 - (4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
 - (5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
 - (6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。
 - (7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。
 - (8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
 - (9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。
 - (10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

⇒教育活動全体で指導する内容

…中学校1の視点

基本的な生活習慣
・調和のある生活
希望・勇気・強い意志
自律・誠実・責任
真理愛・理想の実現

向上心・個性の伸長

…中学校2の視点

礼儀
人間愛・思いやり
信頼友情

異性の理解

寛容・謙虚

尊敬・感謝

…中学校3の視点

生命尊重
自然愛・畏敬の念

弱さの克服・生きる喜び

…中学校4の視点

法の順守・権利義務

公德心・社会連帯
正義・公正公平

役割と責任の自覚

勤労・奉仕・公共の福祉
家族愛

愛校心

郷土愛

愛国心

国際理解・人類愛

● 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師（以下「**道德教育推進教師**」という。）を中心に、全教師が協力して道德教育を展開するため、次に示すところにより、道德教育の全体計画と道德の時間の年間指導計画を作成するものとする。
 - (1) 道德教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道德教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道德の内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。
 - (2) 道德の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道德教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的・発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げること。
 - (3) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やまじりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや葛藤等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道德的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。
- 2 第2に示す道德の内容は、生徒が自ら道德性をはぐくむためのものであり、道德の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。
- 3 道德の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、**道德教育推進教師を中心とした指導体制を充実**すること。
 - (2) 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの**体験活動を生かす**など、生徒の発達の段階や特性等を考慮した**創意工夫ある指導**を行うこと。
 - (3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような**魅力的な教材**の開発や活用を通して、生徒の発達の段階や特性等を考慮した**創意工夫ある指導**を行うこと。
 - (4) 自分の考えを基に、**書いたり討論したりするなどの表現する機会**を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。
 - (5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道德の内容との関連を踏まえて、**情報モラル**に関する指導に留意すること。
- 4 道德教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道德教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道德の時間の**授業を公開**したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、**相互の連携**を図るよう配慮する必要がある。
- 5 生徒の道德性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道德の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

⇒校長の方針と道德教育推進教師

⇒道德教育の全体計画の作成

⇒道德の時間の年間指導計画の作成

⇒内容項目は各学年で取り上げる

⇒内容の重点化

⇒思春期の課題への対応

⇒道德の内容の性格

⇒道德の時間
①指導体制の充実

②体験活動を生かすなどの工夫

③魅力的な教材の充実

④言語活動の充実

⑤情報モラル

⇒環境を整える

⇒授業の公開
⇒家庭や地域との連携

⇒評価における構え